

平成22年度 第2回豊田市廃棄物処理施設審査会 会議録

1 開催日時

平成22年11月16日（火）午前10時半～12時

豊田市役所環境センター3階 廃棄物対策課会議室1

2 出席及び欠席した委員の氏名

【出席】市橋克哉、大東憲二、北田敏廣、成瀬治興（会長）

【欠席】安田啓司

3 庶務を行うために出席した職員の職名及び氏名

課長・武田雅彦、副主幹・河合逸人、係長・新實勝久、主査・金原昭仁

4 説明又は意見陳述のために出席した関係者の職名及び氏名

なし

5 会議に付した案件

(1) 第1回豊田市廃棄物処理施設審査会の疑義について

(2) トヨキン株の産業廃棄物処理施設の生活環境影響について

(3) その他

6 議事の概要

下記のとおり

7 その他

傍聴人10名

議事の概要

【事務局】

- ・ 本日はご多忙のところ、審査会にご出席していただきましてありがとうございます。
- ・ それでは、ただ今から平成22年度第2回豊田市廃棄物処理施設審査会を開催します。
- ・ 本日は安田委員が所用により出席できませんが、豊田市廃棄物処理施設審査会設置要綱第5条第2項の規定により、過半数の委員のご出席をいただいておりますので、本日の審査会は有効に成立していることをご報告します。
- ・ それでは、議事に入ります前に、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。
- ・ 本日の次第、資料1、資料2でございます。ご確認をお願いします。
- ・ それでは豊田市廃棄物処理施設審査会設置要綱第4条第2項の規定により、これ以降は成瀬会長に会議の進行をお願いします。

【成瀬会長】

- ・ 議事の次第に従い、会議を進めていきます。
- ・ 本日は、トヨキン株式会社の設置許可申請のありました焼却施設について 2 回目の審議となります。
- ・ 第 1 回豊田市廃棄物処理施設審査会の疑義について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(会議の資料に基づき説明)

【成瀬会長】

- ・ ただいまの説明について、ご意見やご質問などがありましたらお願いします。

【大東委員】

- ・ 既設建物の遮水に用いたセメントミルク注入孔のボーリング深度の 9 メートルとは処分場の構造でどの位置になるのでしょうか。

【事務局】

- ・ 過去の資料によると、9 メートルは廃棄物及び遮水層を含んだ深さと思われます。セメントミルクを注入する対象はボーリング柱状図によると遮水層の下にある礫混じり砂層であったと思われます。

【大東委員】

- ・ 今回、前回行った打設による方法ではなく、中掘り工法を採用したのは、セメントミルク注入孔掘削時における廃棄物の落込みを防ぐためのものですか。

【事務局】

- ・ そのような目的の他に騒音と振動を防止することです。今回の中掘り工法に使用する杭についても自重で粘性土壌を巻き込むことが考えられるため、打設と同じような遮水効果が得られると考えられます。

【大東委員】

- ・ 今回、前回のような遮水層付近でのセメントミルクの注入等を行わないのでしょうか。

【事務局】

- ・ 今回は行いません。

【大東委員】

- ・ 遮水機能の低下のおそれがあるので周縁井戸の水質のモニタリングを行ってください。

【北田委員】

- ・ 申請書に記載されたとおりの排ガス濃度を守るためには適切な運転管理が重要です。その管理方法としての排ガスのモニタリング等はどのように考えていますか。

【事務局】

- ・ 運転時の排ガスについては、ばいじん、窒素酸化物、塩化水素、硫黄酸化物、一

酸化炭素、酸素の連続測定を行い適切な運転管理を行います。

【北田委員】

- ・ 排出ガス対策に炉内温度の制御やそのために水を使用するとありますが、その温度管理や水収支はどのような計画でしょうか。

【事務局】

- ・ 焼却炉の出口温度が 950℃、その後、水噴射と白煙防止装置（空気加熱器）により 200℃以下に冷却します。水噴射については自動コントロールによりバグフィルタ入口温度を 200℃以下にします。

【北田委員】

- ・ 950℃は二次燃焼室の出口ですが、水噴射はどこで行われるのですか。窒素酸化物の抑制を考えると一次燃焼の部分で行われると思われそうですがどうでしょうか。

【事務局】

- ・ 一次燃焼する焼却炉本体です。

【北田委員】

- ・ この施設について、実績はあるのでしょうか。

【事務局】

- ・ 事業者のパンフレットに全国各地の導入実績が記載されているとおり実績はあります。

【北田委員】

- ・ 了解しました。
- ・ 水収支について、どのくらい投入量を行い、どこでどのように消耗するのでしょうか。

【事務局】

- ・ 細かい水収支については事業者を確認してから回答します。

【市橋委員】

- ・ 維持管理計画には、一酸化炭素は連続的に測定し、ダイオキシン類は年 1 回以上、ばいじん等は 6 ヶ月に 1 回以上測定するとありますが、測定に対する考え方を説明してください。

【事務局】

- ・ 連続測定については、技術的にダイオキシン類の連続測定装置は難しいため、項目に入っていません。
- ・ 一酸化炭素は廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって維持管理基準定められています。一酸化炭素は不完全燃焼の目安となっており、一酸化炭素濃度が上昇しない運転をすることでダイオキシン類の発生を抑制します。
- ・ ダイオキシン類やばいじん等は、ダイオキシン類対策特別措置法や大気汚染防止法に従って測定をします。

【市橋委員】

- ・ 同型の導入済み施設での測定結果とは、導入した事業者が測定した結果なのか納

入メーカーが測定した結果なのかどちらでしょうか。

【事務局】

- ・ 導入した事業者に対して、聞き取り調査をした結果です。結果は運転状況について特に問題ないという回答を得ていることや、メーカーから報告のあった測定結果をみても 4ng-TEQ/m³ N よりもはるかに小さい結果であり、基準を順守した運転は可能と考えております。

【大東委員】

- ・ 基礎の確認ですが、STJ 工法のカタログに基礎杭の中に注水すると記載されておりますが、引き抜いた後の基礎杭の中の処置はどのようになっていますか。

【事務局】

- ・ 事業者に聞き取りした結果では、セメントミルクで根固めするのみで、杭は中空と聞いております。注水の役割は事業者を確認し、改めて説明します。

【北田委員】

- ・ ダイオキシン類対策で活性炭を噴霧し、ダイオキシン類を吸着させるとありますが、使用された活性炭の流れはどのようになっていますか。

【事務局】

- ・ 集じん装置のバグフィルタにて回収され、最終的にはダストとして搬出します。

【北田委員】

- ・ ダストは有害物質を含むおそれがありますか。

【事務局】

- ・ ダストには基準値がありますので、その基準値を超えるようなものを発生することは基準を守っていない焼却施設となりますので、発生することはないと考えます。また、ダスト類については最終的にダスト処理装置によってキレート処理がなされます。

【成瀬会長】

- ・ つづきまして、議題 2 に移ります。トヨキン株の産業廃棄物処理施設の生活環境影響について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(会議の資料に基づき説明)

【成瀬会長】

- ・ ただいまの説明について、ご意見やご質問などがありましたらお願いします。

【北田委員】

- ・ 様々な悪臭物質の予測がされていますが、どのような数値を用いて予測したのでしょうか。

【事務局】

- ・ 予測条件に用いた数値は類似施設による現地調査結果の数値を用いています。

【市橋委員】

- ・ P2 に様々な物質を連続測定するとありますが、先程説明のあった一酸化炭素の連続測定とどのように関係しているのでしょうか。

【事務局】

- ・ とともに煙突で連続測定を行います。ばいじん等については、より精度の高い方法で6ヶ月に1回以上測定することとしています。

【北田委員】

- ・ 大気質における年平均値の最大着地濃度と1時間値の最大着地濃度については、異なる地点の結果ですか。

【事務局】

- ・ 年平均値の予測については、焼却施設の規模、煙突の高さ等を考慮し、予測範囲は事業予定地を中心とする半径2kmの範囲としています。1時間値については、風下側2kmの範囲としているので場所は異なります。

【市橋委員】

- ・ 年平均値で評価する項目と一時間値で評価する項目が異なるのは規制基準や指針等で決められていることですか。

【事務局】

- ・ そのとおりです。

【市橋委員】

- ・ 管理値と目標値との違いは为什么呢。

【事務局】

- ・ 管理値は事業者が自ら管理する値で、目標値は環境基準等を踏まえた値を表しています。

【北田委員】

- ・ バックグラウンド濃度と最大着地濃度を比較した場合、塩化水素の寄与濃度が高く、周辺に類似施設があることを考えると塩化水素の数値は気をつける必要があります。

【成瀬会長】

- ・ バックグラウンド濃度を考えると確かに影響は大きいと思われるので注意していただきたい。
- ・ 他に質問がないようなので、本事案について審査会の意見をまとめていきたいと思えます。
- ・ 委員の皆様で意見がありましたらお願いします。
- ・ 本日、出席されなかった安田委員の意見について事務局から紹介をお願いします。

【事務局】

- ・ 安田委員からは、「焼却施設の運転において、混合廃棄物が適正に焼却されるよう想定される廃棄物の混合比率に対応する運転方法を確立すること」というご意見を頂いています。

【成瀬会長】

- ・ 本審査会で出された意見を考慮しますと、安田委員のご意見の適切な運転方法を確立することに加え、排ガス等の監視を適切に行うことが委員会の意見として出されました。
- ・ 本審査会で出された疑義の杭の中の処置方法と水収支の考え方について後日、回答をお願いします。
- ・ 次回の審査会では、審査会からの意見集約を図ったものについて、審査会の意見として決めていきたいと思えます。
- ・ 審査会終了後にお気づきなられた意見等がありましたら、事務局まで連絡をお願いします。
- ・ その他事項について事務局から連絡はありますか。

【事務局】

- ・ 既にご案内のとおり、当市の環境保全課の所管となる土壤汚染対策法に規定する汚染土壤処理業の許可についても、当審査会に意見を聴くこととして設置運営要綱を改正しました。
- ・ なお、この事務については環境保全課が行うこととなります。審議事案が申請された場合には、ご審議いただきますのでよろしくをお願いします。

【成瀬会長】

- ・ 以上で本日の審議を終了させていただきます。